

原子力発第23269号
令和5年11月1日

原子力規制委員会 殿

香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
長 井 啓 介

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり伊方発電所原子炉施設における保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和51年10月5日付51安(原規)第97号で認可を受け、昭和52年9月30日付52安(原規)第284号、昭和53年11月28日付53安(原規)第350号、昭和54年6月22日付54資庁第8354号、昭和54年8月7日付54資庁第10466号、昭和56年6月8日付56資庁第6243号、昭和56年8月20日付56資庁第10448号、昭和57年2月26日付57資庁第2530号、昭和57年3月18日付57資庁第4107号、昭和57年7月31日付57資庁第10881号、昭和58年7月20日付58資庁第10709号、昭和59年2月29日付59資庁第1457号、昭和60年3月25日付60資庁第2957号、昭和60年7月25日付60資庁第8721号、昭和61年5月17日付61資庁第6686号、平成元年3月31日付元資庁第3505号、平成元年12月26日付元資庁第15283号、平成2年3月23日付2資庁第1878号、平成4年1月16日付3資庁第11737号、平成5年7月27日付5資庁第8295号、平成5年12月22日付5資庁第13462号、平成6年4月19日付6資庁第2571号、平成6年11月28日付6資庁第13361号、平成8年2月20日付7資庁第15247号、平成8年5月21日付8資庁第4967号、平成8年10月11日付8資庁第9986号、平成9年7月23日付平成09・06・30資第11号、平成12年5月24日付平成12・05・11資第1号、平成13年1月5日付平成12・09・20資第4号、平成13年2月23日付平成13・02・16原第4号、平成13年3月30日付平成13・03・23原第10号、平成13年9月17日付平成13・08・24原第3号、平成13年10月2

9日付平成13・10・15原第3号，平成14年4月10日付平成14・04・03原第5号，平成14年6月5日付平成14・05・23原第7号，平成14年10月22日付平成14・09・30原第13号，平成15年2月21日付平成15・01・29原第2号，平成15年12月18日付平成15・11・17原第20号，平成16年5月10日付平成15・12・19原第33号，平成16年8月10日付平成16・07・09原第22号，平成17年2月18日付平成17・01・17原第12号，平成17年9月28日付平成17・09・14原第2号，平成18年2月22日付平成18・01・19原第9号，平成19年2月16日付平成19・01・29原第11号，平成19年12月13日付平成19・09・28原第37号，平成19年12月13日付平成19・11・30原第16号，平成20年8月22日付平成20・07・11原第18号，平成20年12月12日付平成20・10・31原第8号，平成21年3月2日付平成21・02・09原第33号，平成21年4月20日付平成21・03・26原第2号，平成21年9月15日付平成21・09・09原第11号，平成22年2月8日付平成22・01・18原第3号，平成23年4月4日付平成23・02・18原第9号，平成23年5月6日付平成23・04・08原第30号，平成23年5月11日付平成23・04・25原第7号，平成23年4月4日付平成23・02・18原第9号，平成24年3月15日付平成23・03・11原第6号，平成24年9月6日付20120820原第24号，平成25年6月25日付原管P発第1306251号，平成27年2月2日付原規規発第1502021号，平成28年3月24日付原規規発第16032417号，平成28年4月19日付原規規発第1604191号，平成28年8月1日付原規規発第1608014号，平成29年2月10日付原規規発第17021011号，平成29年6月28日付原規規発第1706283号，平成29年11月27日付原規規発第1711275号，平成30年5月21日付原規規発第1805218号，平成30年12月17日付原規規発第1812178号，平成31年2月13日付原規規発第1902133号，令和元年6月4日付原規規発第1906047号，令和元年7月5日付原規規発第1907056号，令和2年3月31日付原規規発第2003313号，令和2年9月17日付原規規発第2009177号，令和2年10月7日付原規規発第2010076号，令和2年11月4日付原規規発第20110410号，令和3年1月14日付原規規発第2101141号，令和3年4月28日付原規規発第21042813号，令和3年10月5日付原規規発第2110057号，令和4年6月1日付原規規発第2206017号，令和5年2月7日付原規規発第2302075号で変更認可を受けた伊方発電所原子炉施設保安規定の記述を，別添の伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する。（ただし，下線は含まない。）

2. 変更の理由

伊方発電所3号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定

3号炉は令和6年12月15日に，運転を開始した日以後30年を経過することから，実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」という。）第82条第1項に従い原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施し，この評価結果に基づき長期施設管理方針を策定したことから，実用炉規則第92条第1項に基づき関連する条文の変更を行う。

3. 施行期日

この規定は，令和6年12月15日から施行する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第119条の4 発電管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物※1ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※1※2について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定</p> <p>2 発電管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期施設管理方針を変更する。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第119条の4 発電管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物※1ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※1※2について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定</p> <p>2 長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p>	<p>原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価に基づく長期施設管理方針の策定に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>附 則 (令和 年 月 日)</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規定は、令和6年12月15日から施行する。</u></p>	<p>附則の追加</p>

変更前	変更後	備考
<p>(規定なし)</p>	<p><u>添付6 長期施設管理方針</u> <u>(第119条の4関連)</u></p>	<p>原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</p>

変更前

(規定なし)

変更後

(1) 長期施設管理方針 (始期：2024年12月15日, 適用期間：10年間)

No.	施設管理の項目	実施時期 ^{※1}
1	原子炉容器胴部 (炉心領域部) の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。	中長期
2	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数を確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期

※1：実施時期における、短期とは、2024年12月15日からの5年間、中長期とは、2024年12月15日からの10年間をいう。

備考

原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更について

1. 伊方発電所3号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定

3号炉は令和6年12月15日に、運転を開始した日以後30年を経過することから、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」という。）第82条第1項に従い原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施し、この評価結果に基づき長期施設管理方針を策定したことから、実用炉規則第92条第1項に基づき関連する条文の変更を行う。

(変更する条文)

- ・第119条の4（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針）

(追加する条文)

- ・添付6 長期施設管理方針（第119条の4関連）

以 上

1. 伊方発電所3号炉 高経年化技術評価書